様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

# 科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　６ 年　 ６ 月 ２８ 日現在

機関番号：８２７０２
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2019～2023
課題番号：１９Ｋ０１２１８

研究課題名（和文）南関東地方における湯立神楽の基礎的研究

研究課題名（英文）The basic resarch of Yutate Kagura in South Kanto region (inc. Tokyo, Kanagawa, Chiba prefectures)

研究代表者
新井　裕美（ARAI, HIROMI）

神奈川県立歴史博物館・学芸部・主任学芸員

研究者番号：００６３６２０１

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　2,600,000円

研究成果の概要（和文）：現在でも旧相模国鎌倉郡・同国三浦郡・旧武蔵国久良岐郡・同国橘樹郡・多摩郡や房総半島等では湯立神楽が盛んに奏される。これを大別すると鎌倉鶴岡八幡宮に奉仕していた職掌家に依る「職掌系湯立神楽」と、鶴岡八幡宮の職掌八家以外の神職による「非職掌系湯立神楽」があり、後者の発生は前者の伝播に因るとされてきた。そこで本研究は、両者の比較研究を行い、従来は等閑視されていた「非職掌湯立神楽」について考察した。この研究からは「非職掌湯立神楽」と「職掌系湯立神楽」との類似性や相違点が判明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義
本調査研究では、実見から得られた情報を記した調査カードを作成した。これは民俗文化財の発掘や再評価につなげるための最も基礎的なデータであり、項目ごとに内容を比較できるようにした。この基礎的なデータの収集に関しては、一定の成果を残すことができたと考えている。事前調査で得ていた事例の件数は、この調査によって大幅に増加させることができた。加えて、現行の様子を動画と静止画で記録できた意義も大きい。最大の研究成果は「職掌系湯立神楽」と「非職掌系湯立神楽」の最も大きな違いは、湯立及び湯釜の前で行う神楽の比重が大きく異なることが判明した点である。

研究成果の概要（英文）：Even today, Yutate-Kagura is performed actively in the areas of Kamakura-district, Miura-district in the former Sagami Province, Kuraki-district, Tachibana-district, and Tama-district in the former Musashi Province and the Boso Peninsula. There are two major types of Yutate-Kagura: the “professional type” Yutate-Kagura performed by professional performers who served the Tsurugaoka Hachiman Shrine in Kamakura,and the “non-professional type” Yutate-Kagura is performed by priests other than the eight families of Tsurugaoka Hachiman Shrine.From this study, we found that “non-shokusho yudate-kagura” differs from “shokusho yudate-Kagura” in some respects.
This study compared these two types of kagura and examined the “non-professional type,” which has been considered a neglected form of Kagura. This study reveals that “non-professional type” is a Yutate-Kagura that points of similarity and differs from “professional type”.

研究分野：日本民俗学

キーワード：湯立　神楽　南関東地方　職掌系湯立神楽　非職掌系湯立神楽

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１（共通）

１．研究開始当初の背景

本研究の調査対象は、南関東地方で催行されている湯立神楽である。現在でも神奈川県内や東京都内では、旧相模国鎌倉郡・同国三浦郡・旧武蔵国久良岐郡・同国橘樹郡・多摩郡、千葉県では房総半島等で湯立神事が盛んに奏される。対象地域で催行される湯立神楽には、大別すると鎌倉鶴岡八幡宮に奉仕していた職掌家に依る「職掌系湯立神楽」と、職掌家に依らない「非職掌系湯立神楽」があるとされている（「職掌系湯立神楽」及び「非職掌系湯立神楽」という呼称は、本研究で扱う湯立神楽の系統を捉えるための仮称として用いる）。職掌系湯立神楽とは、鎌倉鶴岡八幡宮で神楽を奉仕していた職掌家が、自身の管轄する神社においても同様に奉納していた神楽を指す。職掌家は神楽を専ら奉納していた家柄で、天保 12（1841）年に著された『新編相模国風土記稿』にもその記載がある。それによると、職掌家は小池（同姓 2 家あり）・坂井（同姓 2 家あり）・鈴木・小坂・吉田・佐野の 8 家あり、小池家や鈴木家は治承年間（平安時代末）に鎌倉へ下向したとある。一方の非職掌系湯立神楽は、上記の職掌家が直接関わらない湯立神楽を指す。これを大別すると鎌倉鶴岡八幡宮に奉仕していた職掌家に依る「職掌系湯立神楽」と職掌家によらない「非職掌系湯立神楽」があり、後者の発生は前者の伝播に因るとされてきた。そのため従来の研究では、専ら前者に関心が払われていたために後者の実態は等閑視され、地域毎の湯立神楽の類似、相違点、関係性は未詳であった。

白井永二は「鶴岡八幡宮を中心に嘗つてはかなりの広範囲に同種の神楽が夫々行はれ、各地に影響を与へていたことを示す」とし、当地域に湯立神楽が濃厚に分布する理由は、職掌系湯立神楽が周辺地域に伝播したことに因るとした（1）。しかしながら従来の研究では、職掌系湯立神楽のみが注目され、その影響がどれほど非職掌系湯立神楽に確認できるかという検証は行われず、実態は未詳のままであった。また、三浦半島の湯立神楽は「三浦神楽」ともいい、職掌系湯立神楽とは異なる点も多々あることはこれまでさして関心がはらわれていなかった。この差異は時間の経過による地域的変容なのか、それとも職掌系湯立神楽とは異なる系統である故なのかという問題は本研究の開始当初においては不明であり、白井の記述をそのまま受け入れるべきか疑問が残っていた。

永田衡吉は「東京湾から相模灘沿岸の漁村における湯立信仰は特に根強い」と述べている（2）。そこで事前調査で神奈川内の湯立神楽について現行又は廃絶を問わず確実に催行が確認できる地点を精査すると、横浜市（27 件）、鎌倉市（16 件）、川崎市（6 件）、横須賀市（20 件）、葉山町（7 件）、三浦市（7 件）、藤沢市（6 件）、逗子市（1 件）、旧津久井郡を含む相模原市（2 件）、箱根町（2 件）、真鶴町（1 件）であった。仮に永田が述べるように、湯立神楽が漁民の信仰と密接に関わっているのであれば、その分布は藤沢市以西の相模灘沿岸部にも広く催行がみられるはずである。ところがその分布は、上記のように鎌倉郡、三浦郡、旧武蔵国久良岐郡、同国橘樹郡に集中しているのである。このことから、湯立神楽は催行地域における祈願の一手段であり、漁民特有の信仰というよりも、むしろ湯立神楽を受容した地域的特色の一つとして考察するほうが適切ではないかという考えに至った。

２．研究の目的

本研究は、前述の疑問を解消すべく「職掌系湯立神楽」と「非職掌系湯立神楽」の祈願内

容・座・所作・舞処の設え・催行する組織等の項目で両者の基礎的データを収集し、「職掌系湯立神楽」と「非職掌系湯立神楽」の現行の把握を目指した。これは未調査であった民俗文化財である「非職掌系湯立神楽」の発掘や再評価に繋がると期待できると考えた。また、最終的には地域研究の一助となることを目的とした。

３．研究の方法

本調査の体制として、過去に湯立神楽の調査実績があり、また各地域の民俗行事の実情に詳しい者に研究分担者を依頼した。三浦麻緒（神奈川県立歴史博物館非常勤学芸員）は川崎市、羽毛田智幸（平成 31（2019）年度は研究分担者：神奈川大学非常勤講師、令和 2（2020）年度以降は研究協力者：横浜市歴史博物館学芸員）は主に横浜市、瀬川渉（横須賀市自然・人文博物館学芸員）は主に横須賀市・三浦市を担当した。また、髙久舞（神奈川県教育委員会生涯学習部文化遺産課非常勤職員・研究協力者、令和 3 年度より帝京大学日本文化学科：研究分担者）は、地域は主に逗子市・葉山町を担当した。研究代表者は上記の調査を統括しつつ、湯立神楽の催行密度が高い藤沢市や鎌倉市、加えて東京都と千葉県も担当した。

研究方法は、いずれも動画と静止画で祭礼を記録し、関係者に聞き書きを行った。その結果は祭礼ごとに作成した調査カードに記載し、その整理は田嶋麗（実践女子大学博士課程後期：研究協力者）が行った。なお、調査カードには、本研究事業の開始前に行った調査も含まれている。

当初の研究期間は平成 31（2019）年度～令和 3（2021）年度を予定していたが、令和２年頃からのコロナ禍の状況下で各地の祭礼は中止又は関係者のみの参列という事態となった。また、不要不急の外出や県境をまたぐ移動は自粛が求められたため、残念ながら計画どおりに調査ができない祭礼が多くあった。そのような折に、幸いにも角田武頼から自身の学士論文と三浦半島を中心とした湯立神楽の動画の提供を受けた（3）。調査が出来なかったり廃絶してしまったりした事例には、これらを援用しながら補った。

４．研究成果

本研究の成果報告書として以下を発行した。

『南関東地方における湯立神楽の基礎的研究』　課題番号 19K01218

（令和元年度～令和 5 年度　科学研究費助成事業（基盤研究（C）成果報告書）、令和 6 年 2 月、研究代表者　新井　裕美（神奈川県立歴史博物館　学芸部　主任学芸員）

この調査研究では、実見から得られた情報を記した調査カードを作成し、本研究の報告書はそれに多くの紙幅を当てている。それは、調査カードは民俗文化財の発掘や再評価につなげるための最も基礎的なデータであるため、項目ごとに内容を比較できるようにした。この基礎的なデータの収集に関しては、一定の成果を残すことができたと考えている。事前調査で得ていた事例の件数は、この調査によって大幅に増加させることができた。また、各研究分担者はその調査カードを下地にして、それぞれの問題意識のもとに執筆した。加えて、現行の様子を動画と静止画で記録できた意義も大きい。

「職掌系湯立神楽」と「非職掌系湯立神楽」の最も大きな違いは、湯立及び湯釜の前で行う神楽の比重が大きく異なることである。職掌系湯立神楽は初能から湯座において、湯をたぎらせた釜の周囲で神楽を行うことに注力していることにある。換言すれば、湯立をすることが主で、それに神楽が付随しているといってもよいかもしれない。東京都と千葉県では、

職掌系湯立神楽と比べて祭礼の最後に短時間で行われる。また、湯が沸く状態を「湯花が立つ」などともいい、湯の沸き具合で作物の豊凶や当年の吉凶を占うなど、湯の状態に大きな関心が向けられている。加えて、熱湯の中に湯笹を入れ、そこに付いた湯を御祓として参拝者に振りかけたり、参拝者がその釜の湯を飲んだり持ち帰ったりすることから考えても、この湯を神聖視し、なおかつ湯立がこの神楽に大きな比重を占めていることがわかる。一方で東京都と千葉県では、湯釜が煮えたぎる状態について、職掌系湯立神楽ほど注視していないことが判明した。これらの結果から、鎌倉周辺及び三浦半島に密に存在する湯立神楽は、顕著な地域的特徴を持つ民俗文化であるという結論に至った。

註

1　白井永二『鎌倉神楽』鎌倉市教育委員会、1962 年、60 頁。

2　永田衡吉『神奈川県民俗芸能誌 増補改訂版』1987 年、549 頁。

3　角田武頼「湯立神楽三系統比較論―その異同と奉奏形態をめぐって―」、筑波大学へ 2006 年に提出。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計0件

〔学会発表〕　計0件

〔図書〕　計1件

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>新井裕美（三浦麻緒、瀬川渉、髙久舞、羽毛田智幸） | 4．発行年<br>2024年 |
| 2．出版社<br>神奈川県立歴史博物館 | 5．総ページ数<br>115 |
| 3．書名<br>『南関東地方における湯立神楽の基礎的研究』 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

―

6．研究組織

| | 氏名<br>（ローマ字氏名）<br>（研究者番号） | 所属研究機関・部局・職<br>（機関番号） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 研究分担者 | 羽毛田　智幸<br>(Haketa Tomoyuki)<br>(50614616) | 神奈川大学・理学部・その他<br>(32702) | |
| 研究分担者 | 三浦　麻緒<br>(Miura Asawo)<br>(50817608) | 神奈川県立歴史博物館・学芸部・学芸員<br>(82702) | |
| 研究分担者 | 瀬川　渉<br>(Segawa Wataru)<br>(90792804) | 横須賀市自然・人文博物館・その他部局等・学芸員<br>(82701) | |
| 研究分担者 | 高久　舞<br>(Takahisa Mai)<br>(10907570) | 帝京大学・文学部・講師<br>(32643) | |

7．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
| --- | --- |